

## 千葉県水道事業給水条例（抄） 新旧対照表

| 改正後  | 現 行  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">＜ I - 1 - 5 頁 ＞</p> <p style="text-align: center;"><b>（給水申込納付金）</b></p> <p>第30条の2 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。）を行おうとする者（第28条第1項に規定する者を除く。）は、局長に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において、改造を行おうとする者の納付金は、新口径に係る納付金の額と旧口径に係る納付金の額の差額とする。</p> <p>2 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止し、新規に給水装置を設置する場合の納付金の額は、廃止する給水装置に係る納付金の額と新設する給水装置に係る納付金の額との差額とする。</p> <p>3 第17条第2項の規定により受水槽に接続する装置に県の量水器を設置する場合にあつては、当該装置を給水装置とみなす。</p> <p>4 納付金は、別表第3に掲げる額に100分の<u>108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5 納付金は、第5条の承認後局長が定める納期限の日又は第32条の2第3項の確認申請後局長が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。</p> <p>6 既納の納付金は、還付しない。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、局長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><b>（開発負担金）</b></p> <p>第30条の3 給水区域において給水を受けることとなる建築物（計画一日最大給水量5立方メートル以上の建築物をいう。）の建築（給水管の口径の増径及び給水装置のみの新設を含む。）又は宅地（公共用地を除く面積が千平方メートル以上（千平方メートル未満の宅地を3年以内に連たんして造成する場合にあつては、その合計が千平方メートル以上）の宅地をいう。）の造成をしようとする者は、局長に開発負担金を納付しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、局長が別に定める土地区画整理事業の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 開発負担金は、建築物負担金及び宅地負担金とし、別表第4に定めるところにより計算した額に100分の<u>108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">＜ I - 1 - 5 頁 ＞</p> <p style="text-align: center;"><b>（給水申込納付金）</b></p> <p>第30条の2 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。）を行おうとする者（第28条第1項に規定する者を除く。）は、局長に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において、改造を行おうとする者の納付金は、新口径に係る納付金の額と旧口径に係る納付金の額の差額とする。</p> <p>2 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止し、新規に給水装置を設置する場合の納付金の額は、廃止する給水装置に係る納付金の額と新設する給水装置に係る納付金の額との差額とする。</p> <p>3 第17条第2項の規定により受水槽に接続する装置に県の量水器を設置する場合にあつては、当該装置を給水装置とみなす。</p> <p>4 納付金は、別表第3に掲げる額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>5 納付金は、第5条の承認後局長が定める納期限の日又は第32条の2第3項の確認申請後局長が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。</p> <p>6 既納の納付金は、還付しない。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、局長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><b>（開発負担金）</b></p> <p>第30条の3 給水区域において給水を受けることとなる建築物（計画一日最大給水量5立方メートル以上の建築物をいう。）の建築（給水管の口径の増径及び給水装置のみの新設を含む。）又は宅地（公共用地を除く面積が千平方メートル以上（千平方メートル未満の宅地を3年以内に連たんして造成する場合にあつては、その合計が千平方メートル以上）の宅地をいう。）の造成をしようとする者は、局長に開発負担金を納付しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、局長が別に定める土地区画整理事業の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 開発負担金は、建築物負担金及び宅地負担金とし、別表第4に定めるところにより計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> |

改正後

- 3 建築物負担金は、第5条の承認後局長が定める納期限の日又は第32条の2第3項の確認申請後局長が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。
- 4 宅地負担金は、配水管布設工事を伴うものにあつては配水管布設工事の施行前に、配水管布設工事を伴わないものにあつては第5条の承認後局長が定める納期限の日又は第32条の2第3項の確認申請後局長が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。
- 5 給水管の口径を増径する場合の計画一日最大給水量は、新規の計画一日最大給水量から増径前の一日最大給水量を控除した水量とする。
- 6 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止し、新規に給水装置を設置する場合の計画一日最大給水量は、新規の計画一日最大給水量から廃止する給水装置に係る一日最大給水量を控除した水量とする。
- 7 宅地負担金を徴収した宅地に建築物の建築を行う場合は、建築物の1階に係る床面積に対応する宅地負担金の額を、建築物負担金の額から控除する。

< I - 1 - 8 頁 >

別表第2 (第30条第1項)

| 手数料を納付しなければならない者                | 額   |
|---------------------------------|---|
| 法第16条の2第1項の指定を受けようとする者          | 10,000円   |
| 第6条の3の工事検査を受けようとする者             | 新設及び全部改造の場合にあつては<br>5,500円、<br>その他の場合にあつては 4,500円 |
| 法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者 | 47,000円   |

現 行

- 3 建築物負担金は、第5条の承認後局長が定める納期限の日又は第32条の2第3項の確認申請後局長が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。
- 4 宅地負担金は、配水管布設工事を伴うものにあつては配水管布設工事の施行前に、配水管布設工事を伴わないものにあつては第5条の承認後局長が定める納期限の日又は第32条の2第3項の確認申請後局長が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。
- 5 給水管の口径を増径する場合の計画一日最大給水量は、新規の計画一日最大給水量から増径前の一日最大給水量を控除した水量とする。
- 6 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止し、新規に給水装置を設置する場合の計画一日最大給水量は、新規の計画一日最大給水量から廃止する給水装置に係る一日最大給水量を控除した水量とする。
- 7 宅地負担金を徴収した宅地に建築物の建築を行う場合は、建築物の1階に係る床面積に対応する宅地負担金の額を、建築物負担金の額から控除する。

< I - 1 - 8 頁 >

別表第2 (第30条第1項)

| 手数料を納付しなければならない者                | 額   |
|---------------------------------|---|
| 法第16条の2第1項の指定を受けようとする者          | 10,000円   |
| 第6条の3の工事検査を受けようとする者             | 新設及び全部改造の場合にあつては<br>5,500円、<br>その他の場合にあつては 4,500円 |
| 法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者 | 47,000円   |

改正後

別表第3 (第30条の2第4項)

| 使用する給水管の口径 | 納付金の額   |
|------------|---------|
| 13ミリメートル   | 10万円    |
| 20ミリメートル   | 27万円    |
| 25ミリメートル   | 46万円    |
| 40ミリメートル   | 140万円   |
| 50ミリメートル   | 250万円   |
| 75ミリメートル   | 670万円   |
| 100ミリメートル  | 1,400万円 |

| 使用する給水管の口径  | 納付金の額                    |
|-------------|--------------------------|
| 150ミリメートル   | 3,800万円                  |
| 200ミリメートル   | 7,800万円                  |
| 250ミリメートル   | 13,800万円                 |
| 300ミリメートル   | 21,900万円                 |
| 350ミリメートル以上 | 給水管の断面積及び流量を基礎として局長が定める額 |

別表第4 (第30条の3第2項)

| 区分     | 開発負担金の額                         |
|--------|---------------------------------|
| 建築物負担金 | 計画一日最大給水量に1立方メートル当たり13万円を乗じて得た額 |
| 宅地負担金  | 造成面積に1平方メートル当たり650円を乗じて得た額      |

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

現 行

別表第3 (第30条の2第4項)

| 使用する給水管の口径 | 納付金の額   |
|------------|---------|
| 13ミリメートル   | 10万円    |
| 20ミリメートル   | 27万円    |
| 25ミリメートル   | 46万円    |
| 40ミリメートル   | 140万円   |
| 50ミリメートル   | 250万円   |
| 75ミリメートル   | 670万円   |
| 100ミリメートル  | 1,400万円 |

| 使用する給水管の口径  | 納付金の額                    |
|-------------|--------------------------|
| 150ミリメートル   | 3,800万円                  |
| 200ミリメートル   | 7,800万円                  |
| 250ミリメートル   | 13,800万円                 |
| 300ミリメートル   | 21,900万円                 |
| 350ミリメートル以上 | 給水管の断面積及び流量を基礎として局長が定める額 |

別表第4 (第30条の3第2項)

| 区分     | 開発負担金の額                         |
|--------|---------------------------------|
| 建築物負担金 | 計画一日最大給水量に1立方メートル当たり13万円を乗じて得た額 |
| 宅地負担金  | 造成面積に1平方メートル当たり650円を乗じて得た額      |

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

# 給水装置工事施行基準 新旧対照表

| 現 行  | 改正後  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">Ⅲ-3-15頁</p> <p style="text-align: center;">ステンレス鋼管-ビニル管 (SSP) (V-P)</p> <p style="text-align: center;">ステンレス鋼管-鋼管 (SSP) (SGP-V)</p> | <p style="text-align: center;">Ⅲ-3-15頁</p> <p style="text-align: center;">ステンレス鋼管-ビニル管 (SSP) (V-P)</p> <p style="text-align: center;">ステンレス鋼管-鋼管 (SSP) (SGP-V)</p> |

図 3. 5. 5 連合給水装置のワシントン継手の接合方法

図 3. 5. 5 連合給水装置のワシントン継手の接合方法

改正後

<Ⅲ-5-10頁>

様式⑦ 誓約書の例

誓 約 書

年 月 日

千葉県水道局長 様

申請者 住所 氏名 電話番号 ㊞

個人が申請する場合は、申請書の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

このたび、

について、防犯上オートロックシステムを設置いたしますが、貴局が行う下記業務により貴局職員又は貴局の指定する代理人が建物内に立ち入る場合に、支障ないようオートロックシステムを解除する等貴局の指示に従います。又、管理会社及び住居者に対しても本主旨を周知いたします。

なお、当該建物を第三者に譲渡する場合は、必ず貴局に届け出るとともに、譲受人に対し本主旨を継承することを併せて誓約いたします。

記

1. 給水契約及び給水契約解除に伴う開閉栓業務
2. 量水器の検針、取り付け及び取り外し業務
3. 検定期限満了に伴う量水器の取替え業務
4. 水道料金未払い者に対する給水停止及び給水停止解除業務
5. その他、急を要する維持管理業務

以上

現 行

<Ⅲ-5-10頁>

様式⑦ 誓約書の例

誓 約 書

年 月 日

千葉県水道局長 様

住所 氏名 電話番号 ㊞

個人が申請する場合は、申請書の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

このたび、

について、防犯上オートロックシステムを設置いたします。

今後維持管理上、貴局が給水装置の検針、開栓、閉栓及びその他貴局の都合により貴局職員又は貴局の指定する代理人が建物内に立ち入る場合には、支障のないように対処するため、管理会社及び住居者に対して本主旨を周知徹底させるとともに、万一支障が生じた場合、オートロックシステムを解除する等貴局の指示に従います。

なお、当該建物を第三者に譲渡する場合は、必ず貴局に届け出るとともに、譲受人に対し、本主旨を継承することを併せて誓約いたします。